

平成20年7月15日

第41回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. アセキノシル

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、温州みかん、なす、茶等への適用拡大申請と併せて、平成19年7月13日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第9回確認評価第二部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、アセキノシル投与による影響は主に血液凝固系に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.25 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数100で除した0.022 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。

2. オキサジアゾン

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成20年1月11日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第11回確認評価第二部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、オキサジアゾン投与による影響は主に肝臓に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラット及びマウスに肝細胞腫瘍の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の0.36 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0036 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。

3. カルボキシシン

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年3月5日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第4回確認評価第二部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、カルボキシシン投与による影響は主に肝臓及び腎臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。in vivoの染色体異常試験では、腹腔内投与による陽性が認められたが、経口投与では十分高用量で陰性であったこと、また、発がん性試験において発がん性が認められなかったことから、生体において問題となる遺伝毒性は無いものと考えられた。

各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験で得られた無毒性量 0.8 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.008 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

4. クロフェンセット

(1) 用途

植物成長調整剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年6月5日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第10回確認評価第三部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、クロフェンセット投与による影響は主に体重増加量、精巣及び肝臓に認められた。催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雄で甲状腺 C 細胞腺腫、マウスの雌で組織球肉腫の発生増加が認められたが、遺伝毒性は認められなかったことから、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の 5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.05 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

5. ピリブチカルブ

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

魚介類に対する残留農薬基準設定に係り、平成19年8月6日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第16回確認評価第一部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、ピリブチカルブ投与による影響は主に肝臓及び血液 (貧血) に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験では、ラットの雄で精巣間細胞腫が、マウスの雌

雄で肝細胞腺腫・癌が増加したが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.88 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0088 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

6. フルフェンピルエチル

（1）用途

除草剤

（2）審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年1月12日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第11回確認評価第一部会においてADIが決定した。

（3）評価の概要

試験結果から、フルフェンピルエチル投与による影響は主に肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、マウスを用いた発がん性試験の 39.9 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.39 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

以 上